

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 6月13日開催分)

平成29年 6月30日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 6月13日(火) 午前9時00分～9時15分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、坂本専務理事、
児野専務理事・技師長、根本理事、松原理事、荒木理事、黄木理事、
大橋理事、菅理事、中田理事
高橋監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) インターネット実施基準の変更案について
- (2) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 平成28年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

(2) 平成28年度内部監査・関連団体調査実施状況（10月～3月）

議事経過

1 審議事項

(1) インターネット実施基準の変更案について

(メディア企画室)

放送法第20条第2項第2号および第3号の業務の実施基準（インターネット実施基準）について、次のとおり内容の一部を変更することとしたいので、審議をお願いします。

今回の変更案は、放送番組を放送と同時に提供するサービスの改善・向上の検討に資するために行う「試験的提供」に関するものです。放送と通信の融合時代のサービスのあり方についての検討をより深めるために、平成29年度の「試験的提供」では新たな内容の追加を検討しており、その実施のためには実施基準の一部変更が必要となります。

まず、1万人以内に参加者を限定して行う「試験的提供B」については、今秋に実施することを想定しています。今年度は検証項目として、地域放送番組の配信について、地域放送局からの配信に伴う技術やコストの確認などについて検証することを考えています。

実施にあたっては、放送対象地域内に限定して配信する「地域制限」も行うことを想定しており、参加者の評価や利用状況を確認して、地域放送番組の配信の検証につなげたいと考えています。

また、主にインターネットを利用する人を対象とした調査も新たに行いたいと考えています。ふだん、テレビよりインターネットを長く利用する人たちの利用状況などを確認することによって、放送同時配信の公共的な役割について検証することをめざします。こうした人たちの中には、テレビを持たない人を含むことも想定されますので、受信契約世帯以外の人たちも参加できるようにしたいと考えています。

さらに、早朝・深夜の利用動向やイベント時の利用状況の把握なども考えています。現在の「1日16時間以内」という規定を「1日20時間以内」に変更することで、早朝・深夜の配信を行いたいということです。

サービスについては、配信中の番組をさかのぼって冒頭などから視聴

できる「早戻し配信」を新たに行おうと考えています。「見逃し配信」については、昨年度は「試験的提供B」とは別の試験として同時期に行いましたが、今年度は「試験的提供B」のなかに位置づけて実施したいと考えています。アプリの評価等も確認することを考えています。

続いて、「試験的提供B」以外についてです。

ピョンチャンオリンピックでの配信については、2020年の東京大会を想定して、できるだけ多くの競技を配信し、大規模なアクセスがあったときの利用のされ方やシステムの負荷などを確認したいと考えています。リオデジャネイロオリンピックでは、「試験的提供A」として提供時間を「1日4時間程度以内」と定めて同時配信を行いましたが、ピョンチャンオリンピックについては、「試験的提供A②」として、「1日16時間以内」にしたいと考えています。競技日程が午前9時から午後11時までであることなどを踏まえ、競技が延びても途中で終了することのないようにするためです。

また、スーパーハイビジョン試験放送の番組を4K画質で実験的に配信するものを「試験的提供C」とします。「試験的提供C」の配信時間は「1日5時間以内」としています。ピョンチャンオリンピックの競技の中で最も長いフィギュアスケートの競技時間が4時間半であるためです。

なお、この変更案について、NHKとして意見募集を実施したいと思います。募集期間は、「6月14日12時から6月27日24時まで」です。受付方法は、インターネットと郵送で、インターネットはパソコンやスマートフォンなどからNHKのホームページ上の専用メールフォームで受け付けます。

本議案が決定されれば、本日開催の第1285回経営委員会に、この変更案、および変更案への意見募集を実施する旨を報告します。

(会長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

(2) 国際放送番組審議会委員の委嘱について

(荒木理事)

国際放送番組審議会委員の委嘱について、審議をお願いします。

鎌田由美子氏（カルビー株式会社上級執行役員、事業開発本部本部長）に平成29年7月1日付で新規委嘱したいと思います。また、同日付で、

大西洋氏（株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役）と塩見美喜子氏（東京大学大学院理学系研究科教授）に再委嘱したいと思います。

なお、内永ゆか子氏（特定非営利活動法人ジャパン・ウィメンズ・イノベティブ・ネットワーク理事長）は任期満了により、29年6月30日付で退任されます。

本件が了承されれば、本日開催の第1285回経営委員会に諮ります。

（会長） ご意見等がありませんので、原案どおり了承し、本日の経営委員会に諮ります。

2 報告事項

（1）平成28年度業務報告書の構成および今後のスケジュールについて

（経営企画局）

「日本放送協会平成28年度業務報告書」の構成および今後のスケジュールについて報告します。

NHKの業務報告書は、放送法第72条に基づき、毎年度の事業の実施結果について取りまとめるもので、NHKの業務の概要を対外的に明らかにする唯一の公式文書です。NHKは業務報告書を、事業年度経過後3か月以内、つまり6月末までに、監査委員会の意見書を添付して、総務大臣に提出しなければならないことになっています。業務報告書は、NHK自身の主観的な評価を加えることなく、放送法で規定された業務の執行に関する事実を正確に書き留めるべきものとして編集しています。

業務報告書の構成を説明します。

業務報告書に記載する事項は、放送法施行規則第30条に定められており、例年、その規定に沿った章立てで作成しています。

第1章は、事業の概況を記すもので、第2章以下の各章の要約を記載することとしています。第2章は放送番組についての概況、第3章は放送番組に関する調査研究、第4章は営業活動の諸施策や受信契約等に関する事項について、第5章は視聴者からのご意見への対応、広報・イベントなど視聴者関係の業務について、第6章は放送設備の整備・運用、第7章は放送技術の研究について、第8章は経営委員会、監査委員会、執行部の構成や活動状況、組織・職員の状況、第9章は財政の状況、第

10章は子会社等の概要、第11章にはその他の事項を記述します。

さらに、本編の記述以外に、資料編として年間放送時間数、受信契約件数、子会社の概況等、50点の資料を添付する予定です。

今後は、6月20日開催の理事会で内容を審議していただき、了承されれば6月27日の第1286回経営委員会に提出する予定です。経営委員会の議決が得られた後に、監査委員会の意見書を添えて、財務諸表とともに総務大臣に提出し、公表します。提出後は、総務大臣の意見が付されたうえで、内閣を経由して国会に報告されることになっています。

以上の内容は、本日開催の第1285回経営委員会に報告します。

(2) 平成28年度内部監査・関連団体調査実施状況（10月～3月） （内部監査室）

平成28年10月～29年3月にかけて、定期監査、関連団体調査を行い、28年度に計画した内部監査を終了したので報告します。

まず、本部各部局・放送局・海外総支局の監査実施状況についてです。この期間に、本部7部局、放送局14局、および海外総支局7局の定期監査を実施しました。各部局の業務プロセスについて監査した結果、2局で「指示事項」、5部局で「重要度の高い要改善事項」がありましたが、それ以外の部局では、業務プロセスにおける管理状況は、「適正」または「ほぼ適正」と判断しました。

続いて、関連団体調査についてです。関連団体調査は10社12か所について実施し、各社の全社的な内部統制の整備状況と業務プロセスの管理状況を調査した結果、3社が「重要度の高い要改善事項あり」、1社が「要改善事項がやや多い」となりましたが、その他は「適正」または「ほぼ適正」と判断しました。

なお、本部各部局・放送局・海外総支局、関連団体いずれについても、各指摘については改善を提案し、フォローアップで改善を確認しています。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 6月27日

会 長 上 田 良 一